

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設業課	建設工事発注に係る検討委員会等運営支援業務委託	令和6年10月28日	7,623,000	一般財団法人経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久米2丁目2-20	第167条の2第1項第2号	本業務は、建設工事の最低制限価格の見直しの検討支援を行うため、令和5年度に実施した「建設工事コスト調査」の調査結果を十分に把握し、さらなる分析が可能であること及び、審議会において「建設工事調査結果」の詳細説明やさらなる資料作成等、審議会の運営支援が求められる。 (一財)経済調査会沖縄支部については、「建設工事コスト調査」の受注者であるとともに、令和5年度の当該業務の受注者であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
2	技術・建設業課	令和7・8年度建設工事入札参加資格に係る建設行政情報システム改修委託業務	令和6年12月18日	10,670,000	富士通Japan(株)沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市久茂地1-12-12	第167条の2第1項第2号	本業務は制度改正に伴う既存システムの改修を行うものであり、既存システムの構築及び運用を行っている事業者へ履行させなければ、システムの円滑な運用に支障を来すおそれがあるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
3	海岸防災課	砂防雨量計テレメータシステム保守点検業務委託(R6)	令和6年11月25日	3,124,000	JRCシステムサービス(株)	沖縄県那覇市壺川3丁目2番地4	第167条の2第1項第2号	本業務は、沖縄県河川情報システム(以下「本システム」という。)のうち、砂防雨量計などの砂防テレメータシステムの保守点検を行う業務である。 本業務は、設置した者にシステムや設備の改修等を履行させなければ、障害発生時に責任の所在が不明確となり、円滑な運用に支障が生じる恐れがあることから、システム導入者である日本無線株式会社との随意契約としたいが、日本無線株式会社は、令和3年に子会社であるJRCシステムサービス株式会社へ本システム業務の管理移管をしているため、見積書の徴収はJRCシステムサービス株式会社1者から行った。	特命随意契約
4	空港課	久米島空港ターミナルビル等改修工事(R6)監理業務	令和6年12月5日	1,760,000	有限会社 明和設計	沖縄県那覇市国場1175-4	地方自治法施行令167の2第1項第2号	本業務は改修工事における監理業務であり、現状を確認しながら、工事を進める必要があり、設計業務を通して、施設管理者や施設利用者の状況、施設の状態に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応、及び工事の確実かつ円滑な進行を図ることが可能となるため。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	都市計画・モノレール課	令和6年度沖縄県都市計画基礎調査・分析業務	令和6年10月23日	44,506,000	日本工営都市空間株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市金城五丁目5番地8	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は実施方針や特定評価に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
6	都市計画・モノレール課	令和6年度景観形成に係る石積み技術の継承と人材育成に関する技術開発業務	令和6年11月21日	9,515,000	株式会社国建・合同会社ユーエスディーラボ共同企業体 ①株式会社国建 ②合同会社ユーエスディーラボ	①沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号 ②沖縄県国頭郡恩納村字山田163番地	第167条の2第1項第2号	本業務は、景観形成に係る石積み技術の継承と人材育成に関する技術開発を実施するものであり、専門的な技術力と豊かな経験が要求されることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。企画提案内容等を審査会において審査したところ、左の社の提案は選考基準を満たし評価点が高かったため契約の相手方として選定した。	
7	都市計画・モノレール課	令和6年度地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発業務	令和6年11月21日	10,131,000	株式会社国建・合同会社ユーエスディーラボ共同企業体 ①合同会社ユーエスディーラボ ②株式会社朝日建設コンサルタント	①沖縄県国頭郡恩納村字山田163番地 ②沖縄県浦添市城間三丁目9番1号	第167条の2第1項第2号	本業務は、地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発を実施するものであり、専門的な技術力と豊かな経験が要求されることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。企画提案内容等を審査会において審査したところ、左の社の提案は選考基準を満たし評価点が高かったため契約の相手方として選定した。	
8	首里城復興課	令和6年度首里社地区交通・観光マネジメント調査等業務委託	令和6年10月4日	27,148,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2第1項第2号	本業務は、交通計画を伴うまちづくり計画に加え琉球の歴史、文化に関する豊富な知識や専門的な技術が要求されることから、技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できると考えられ、よってプロポーザル方式による発注方式を採用としている。 したがって、契約上は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うものとなる。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	首里城復興課	中城御殿起工式・調印式業務委託	令和6年10月30日	2,365,000	有限会社琉球セレモニー	沖縄県那覇市松島2丁目1番2号	第167条の2 第1項第2号	中城御殿は歴史を体現できる場としてまちづくりの重要な施設であり、県民や地域の大きな期待があることから、工事着手を県民や関係者に広く情報を発信し、共有するため起工式・覚書調印式を執り行う必要がある。実施にあたり、知事、那覇市長を含む関係者の日程調整の結果、中城御殿整備の工事受注者が行う安全祈願祭と同日同場所での開催となった。敷地内で使用できる範囲が狭いいため、会場設営・撤去などの工程、当日の運営効率を勘案すると、安全祈願祭を行う同一の事業者へ委託することで、当日の運営等、各行事を円滑に実施することができることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
10	建築指導課	令和6年度開発許可登録簿の電子化業務委託	令和6年11月5日	418,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)が構築した「OCTC公共施設情報管理システム」を活用し、電子化資料の登録・情報共有などを図っている。既存システムへの継続的な情報の蓄積・共有及び更新が必要となるため、同システムの著作権・使用权を有する設技術センターと随意契約を締結するものである。	特命随意契約
11	住宅課	県営住宅電算システム機器等賃貸借契約	令和6年10月2日	54,498,000	FLCS(株) 富士通Japan(株)公共ビジネス部	FLCS(株) 福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号 富士通Japan(株)公共ビジネス部 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムは、富士通(株)が開発を行っており、システムと端末の相性による予期しない不具合の発生を防止し、システムの安定した稼働を担保するため。	長期継続契約(特命随契)

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	施設建築課	県営比屋根団地外壁等改修工事(第2期)監理業務	令和6年10月29日	1,705,000	(有)め~ばる設計工房	沖縄県那覇市宇国場385	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>今回、工事監理の対象となる工事内容は、県営比屋根団地の長寿命化を目的として、屋上防水、外壁補修及び塗装等の改修を行うものである。</p> <p>対象工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、居者が生活しながらの工事であり、不測の事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等、迅速かつ適切な対応が求められる。</p> <p>このように、対象となる施設は、施設を使用しながら不確定な劣化状況を把握し、年度内に工事を完了しなければならないという構造上・施設上の制約がある。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、設計業務・工事監理を通して、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況及び工程管理に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	施設建築課	病虫害防除技術センター地下重油タンク改修工事監理業務	令和6年10月2日	1,122,000	(資)環境設計無限	沖縄県沖縄市諸見里3-17-5	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事は、病虫害防除技術センターの地下重油タンク設備を更新する内容であり、施設を運営しながらの改修工事となっている。</p> <p>工事中に予期しない問題が発生した場合、迅速な対応が求められる。また、施工上の制約もある中、運用への影響を最小限にしつつ工事を進める必要がある。そのため、現場及び施工内容をよく把握している業者を契約の相手方とする必要があり、競争入札に適さないものとする。</p> <p>左記設計業者は、施設管理者との調整や現場調査を通じて、劣化状況及び施設の業務内容に精通しており、予期しない事態にも迅速かつ円滑に進めることが期待される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	施設建築課	県議会棟外壁等修繕工事(第3期)監理業務	令和6年10月22日	1,485,000	(株)西筋総合設計	沖縄県那覇市小禄1-15-20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<p>今回、工事監理の対象となる工事内容は、県議会棟の長寿命化を目的として、外壁タイル・クラック補修及び塗装等の改修を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、施設を利用しながらの工事であり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>工事監理の対象となる県議会棟は、施設を使用しながら劣化状況を把握する不確定さへの対応要求という施設運営・構造上の制約があり、不測事態発生時に迅速かつ適正な対応が求められる。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査及び令和4年度の県会棟外壁等修繕工事(第1期)監理業務、令和5年度の県会棟外壁等修繕工事(第2期)監理業務については左記相手方が行い、議会運営との兼ね合いにより制限がある中で、工期内に工事を完了させている。設計業務・工事監理をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況及び工程管理に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	中部農林高等支援学校校舎増築工事監理業務	令和6年10月29日	1,521,580	くうかん設計	沖縄県沖縄市海邦2-7-27	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>本業務は、中部農林高等支援学校校舎の増築等工事に係る監理業務である。</p> <p>本工事は、学校施設を運用しながらの増築及び改修工事となっており、設計段階では予期し得ぬ事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>以上のことから、増築及び改修工事の対象となる施設において構造上、施設利用形態上の制約がある。</p> <p>左記相手方は校舎の基本・実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における確かな指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	施設建築課	宮古職員住宅北団地大規模改修工事(第1期)監理業務	令和6年10月25日	3,960,000	(株)基建設計	沖縄県宮古島市平良字西仲宗根60-2	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、宮古職員住宅北団地大規模改修工事に係る監理業務である。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、改修工事を行うなかで把握される外壁等の構造躯体の劣化や、埋設されている配管等の設備機器の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化する可能性があり、計画の変更が想定される。</p> <p>以上のことから、改修工事の対象となる施設において、構造上、施設利用形態上の制約があると判断される。</p> <p>左記相手方は、改修工事の実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	施設建築課	沖縄県工業技術センター空調設備改修工事(研究棟2工区)監理業務	令和6年11月26日	1,969,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事は、建物に職員が居ながら実施する執務並行工事であり、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、施設改修工事を行うなかで把握される空調、換気等の劣化や、敷設される配管等の設備機器の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化し、変更設計等迅速な対応が求められる。</p> <p>左記相手方は、設計業務及び同施設の空調設備改修工事(研究棟1工区)の監理業務を担当したことから、施設管理者との調整内容及び施設の劣化状況及び職員の業務内容について熟知しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	施設建築課	令和6年度 金属製建具工事費特別調査業務	令和6年12月27日	1,430,000	(一財)経済調査会	沖縄県那覇市久米2丁目2番20号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<p>本委託業務は、施設建築課が発注する県営高原団地建替工事(第2期)を対象とし、金属製建具の市場適正単価の実態調査を行う業務である。</p> <p>アルミサッシの単価は、左記業者が発行する「積算資料」及び「建設物価」に、沖縄県の求める仕様が掲載されていないため、専門業者からの見積対応を行っているところである。</p> <p>今回の調査対象建築物も専門業者から見積徴取済みであるが、市場の適正単価の実態を把握し、専門業者の見積価格との比較検討を行うことで今後の設計単価の基礎資料としたい。</p> <p>市場単価調査には、特殊の技術や知識を要するため、建築単価の刊行物を発刊している業者でなければ対応が困難である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約
19	北部土木事務所	国道449号(安和地区)災害防除工事(R6-2)	令和6年12月19日	51,194,000	(株)古波蔵組	沖縄県那覇市泉崎1-2-12	第167条の2第1項第5号	<p>本工事は、令和5年8月に来襲した台風6号で被災した道路施設の復旧工事である。</p> <p>本工事は一般競争入札にて公告を行ったところ、入札不調(参加者なし)で取りやめとなった。工事箇所は被災により道路施設の防護機能が低下しており、早期に機能回復を図る必要がある。再度競争入札を行う場合、復旧の時期を失し県が不利益を被ることになる恐れがあるため、工事規模及び内容を考慮し見積依頼の確認を行った特A級の5者のうち、対応可能とした業者を選定した。</p>	特命随意契約
20	北部土木事務所	我喜屋ダム管理所修繕工事監理業務(R6)	令和6年10月17日	2,145,000	(資)環境設計無限	沖縄県沖縄市諸見里3-17-5	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、伊平屋島の水道用水にも利用される我喜屋ダム管理所修繕工事の監理業務である。</p> <p>当該施設が離島であることやダム管理施設を運用しながら更新工事を行うため施工上の制約がある。不測の事態に対応するためにも、本工事にかかる設計業務の実施を通じ、施設の設備の状況に精通している業者を選定し</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	北部土木 事務所	有銘川災害復 旧測量設計業 務委託(R6)	令和6年 12月24日	6,270,000	(株)沖縄建設技研	沖縄県浦添市字真栄田1 124	第167条の2 第1項第5号	本業務は、有銘川における災害復旧工事のための測量設計業務である。 令和6年11月の豪雨により同河川において河川護岸等の崩壊が生じた。崩壊箇所の浸食が進行し、被害拡大が懸念されること、背後は民地となっており安全性確保が必要なことから、早急に復旧しなければならない。 「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき測量建設コンサルタンツ協会に支援を要請し通知を受けた業者を選定した。	特命随意 契約
22	北部土木 事務所	田嘉里川災害 復旧調査測量 設計業務委託 (R6)	令和6年 12月24日	11,220,000	琉球建設コンサルタント (株)	沖縄県浦添市伊祖1-3 2-8	第167条の2 第1項第5号	本業務は、田嘉里川における災害復旧工事のための調査測量設計業務である。 令和6年11月の豪雨により同河川において河川護岸等の崩壊が生じた。崩壊箇所の浸食が進行し、被害拡大が懸念されること、背後は民地となっており安全性確保が必要なことから、早急に復旧しなければならない。 「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき測量建設コンサルタンツ協会に支援を要請し通知を受けた業者を選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)技術 審査支援業 務委託(R6- 2)	令和6年 10月8日	2,354,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 本業務の内容は、工事発注資料作成[公告文(案)、入札説明書(案)]及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。 (公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている。発注関係事務を公正に行う条件を備えていることから特命随意契約を締結した。	特命随意 契約
24	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)施 工検討業務委 託(R6)	令和6年 10月21日	6,754,000	大日本ダイヤコンサル tant(株)	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事において、支承の後ひずみ調整の計画、連結横桁施工の検討等、橋梁整備に関する検討を行う業務である。 本橋梁は上部工架設完了後、支承の後ひずみ調整、連結横桁の施工を行う必要のある橋梁構造であり、本業務を行う上で、支承の後ひずみ調整時期は本橋梁の特性を十分に把握した上で検討する必要がある。 また、支承の後ひずみ調整時期と連結横桁の施工時期は密接に関係する検討項目となっており、この2項目については、設計思想を十分に把握することで、業務成果への反映が可能となる。実施設計業務を行っていない者が本業務を行った場合、設計思想の把握を十分行うことが出来ず、求める成果を得られない可能性がある。よって本業務で十分な成果を得るため、実施設計業務を行った左記業者を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	中部土木 事務所	城間前田線(前 田工区)設計業 務委託(R6)	令和6年 11月1日	2,046,000	(株)大東エンジニアリ ング	沖縄県浦添市勢理客4丁 目16番9号	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、「城間前田線(前田工区)街路改良工事(R5-1)」の擁壁の基礎地盤において、工事中に確認された軟弱地盤の対策設計を目的とした委託業務である。</p> <p>本工事は、主要地方道浦添西原線と民地(駐車場)の間を最大7m掘削し擁壁を施工する工事であるが、現在その掘削を終え基礎地盤に当初想定していなかった軟弱地盤が確認されたため、その対策設計が必要となった。供用中の浦添西原線と民地側での掘削高が大きいことから現道の安全性を確保するために緊急に対策を決定し擁壁の施工を行う必要があったため、また、工事を「一部一時中止」にしていることから、工事の早期再開に向け、早急に設計を行い対策を実施する必要があった。</p> <p>上記から、緊急性のある業務に該当するため、地方自治法施行令167条の2第1項第5号の規定に基づき、左記業者と随意契約を締結した。</p> <p>見積依頼業者は現場条件及び性質を熟知し迅速な業務実施が期待できることから、過去(令和4年度～)に城間前田線(前田工区)の設計業務の実績があり、沖縄本島に本店が存在し令和5.6年入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている業者を選定した。</p>	
26	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 6-1)	令和6年 10月31日	13,200,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、幸地インター線に係る工事における総合的技術支援業務を委託するものである。</p> <p>本業務は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき工事監督代行業務及び積算代行業務を実施し発注関係事務の適切な実施を総合的に支援するものであり、実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、(公財)沖縄県建設技術センターと特命随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	中部土木 事務所	宇地泊川災害 復旧測量設計 業務委託(R6 年災)	令和6年 11月14日	3,707,000	(株)岩下建技コンサル タント	沖縄県浦添市前田2丁目 19番16号	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和6年9月13日の大雨及び14日の台風13号によって被災した宇地泊川の災害復旧に必要な測量設計を行うものである。被災した護岸側は幅員4mの私道を挟んで住宅が立ち並んでいるが、現在、侵入防止対策のため道路幅員が2mとなり利用に支障を来しているだけでなく、今後の雨による水位上昇で更なる災害増大の危険があることから、早急に災害復旧測量設計に着手する必要がある。災害発生後「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」(以下「協定」)の第3条に基づき、(一社)沖縄県測量設計コンサルタンツ協会(以下「協会」)に対し、災害復旧支援業務を要請しており、協会の会員である、「株式会社岩下建技コンサルタント」が業務に従事する旨の通知があった。協定の第6条2項において業務を実施する協会の会員と契約締結することとされており、これに基づき(株)岩下建技コンサルタントと特命随意契約を締結した。	特命随意 契約
28	宮古土木 事務所	宮古管内道路 附属物点検支 援業務委託(R 6)	令和6年 11月28日	1,485,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	業務委託により得られた成果を、沖縄県建設技術センターが排他的権利権を有する「OCTC 公共施設情報管理システム」に登録するため。登録することにより、土木建築部全体でその成果が共有及び統合され、公共施設の効率的な管理運営を図ることが出来る。	特命随意 契約